証券コード　4341
平成29年６月９日

株　主　各　位

兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目５番33号
西　菱　電　機　株　式　会　社
代表取締役社長　西　岡　伸　明

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年６月26日（月曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月27日（火曜日）午前10時（午前９時より受付開始）
２．場　　所　兵庫県伊丹市中央六丁目２番33号
伊丹シティホテル　３階　光陽の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第51期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第51期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　監査役３名選任の件
第３号議案　補欠監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎インターネットによる開示について
次の事項は、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
　①連結計算書類の「連結注記表」　②計算書類の「個別注記表」
事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイトアドレス　http://www.seiryodenki.co.jp/

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．当社グループの現況

(1) 事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、企業収益や雇用環境の改善により景況感は緩やかに持ち直しているものの、個人消費は依然として力強さに欠けるなど緩慢な回復に留まりました。

当社グループの関連する業界におきましては、情報通信端末事業では、スマートフォンやタブレット型多機能端末市場において端末の出荷台数が減少傾向となる一方、MVNO（仮想移動体通信事業者）や中古端末の市場が拡大しており、コンテンツの充実やサービスの多様化が差別化のカギとなっています。情報通信システム事業では、豪雨、地震、豪雪などの自然災害の多発により、国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が求められています。さらに、IoTの進展に注目が集まり、顧客ニーズの拡大、多様なプレーヤーの参入など市場が活性化しております。

このような状況のもと、当社グループの連結業績は、前期に比べ減収・減益となりました。売上高は、携帯端末修理再生において修理台数が大幅に増加したものの、携帯端末販売台数の減少や官公庁向けソリューションの受注が減少したことなどにより減収となりました。経常利益は、携帯端末修理再生において生産性の改善に時間を要したことにより、上期の損益悪化を挽回するに至らず減益となりました。また、事業領域拡大・市場拡大に向けた各種事業投資は引き続き積極的に推進しました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高206億30百万円（前期比0.5％減）、営業利益１億30百万円（同50.4％減）、経常利益１億69百万円（同32.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は67百万円（同53.1％減）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

情報通信端末事業

情報通信端末事業の連結業績は、前期に比べ増収・減益となりました。

携帯端末販売は、端末購入補助の適正化など、政府ガイドラインに則った販売方式への変更により実質購入価格が上昇したことによる、買い控えの影響等で販売台数は減少しましたが、スマートフォン関連商材となるアクセサリー商品や、タブレット、光回線などの付加価値商材の提案により収益性の向上に努めた結果、利益は堅調に推移しました。携帯端末修理再生は、海外メーカーの国内修理拠点が当社１社に集約されたことが通期で貢献し、修理台数は大幅に増加しました。一方、未修理品の滞留解消に向けた設備・技能者投入などの投資や生産性悪化による損益悪化を下期に挽回するべく取り組みましたが、生産性の改善に時間を要したことから挽回するに至らず減益となりました。携帯電話ショップ向けに自社開発した店舗運営システム（発券機システム）は、全国のドコモショップに順調に納入が進んでいるほか、他の業種・業態のお客様への拡販にも注力しました。

これらの結果、売上高は92億35百万円（前期比5.3％増）、営業利益は４億70百万円（同15.7％減）となりました。

情報通信システム事業

情報通信システム事業の連結業績は、前期に比べ減収・増益となりました。

官公庁向けソリューションの受注減少やIP無線機器（携帯電話網を活用した無線機器）の販売台数が減少したことなどにより減収となりましたが、原価低減、固定費の削減などに努めたことより営業利益は改善しました。また、各種通信・映像システムの保守業務やクラウドサービスなどのストックビジネスは、引き続き堅調に推移しました。

これらの結果、売上高は113億94百万円（前期比4.8％減）、営業利益は７億94百万円（同9.8％増）となりました。

事業別の概況

区　　分	売上高(百万円)	前期比増減率(％)	構成比(％)
情報通信端末事業	9,235	5.3	44.8
情報通信システム事業	11,394	△4.8	55.2
合　　計	20,630	△0.5	100.0

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は88百万円であります。その主なものは、情報通信端末事業では東日本端末修理センターの増設等であります。情報通信システム事業ではラジオ再放送システムに係る資産や、IoTに係る資産等であります。管理部門では情報系システムの構築費用等であります。

③ 資金調達の状況

特定当座借越枠（コミットメントライン）を２行にて合計25億円設定しております。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第48期 (平成26年３月期)	第49期 (平成27年３月期)	第50期 (平成28年３月期)	第51期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売　上　高(百万円)	25,926	22,046	20,738	20,630
経　常　利　益(百万円)	1,137	281	250	169
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	652	139	144	67
１株当たり当期純利益（円）	186.55	39.75	41.23	19.32
総　資　産(百万円)	14,825	13,159	10,918	10,670
純　資　産(百万円)	5,056	5,104	4,939	4,915
１株当たり純資産(円)	1,445.29	1,459.08	1,412.00	1,405.18

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

(3) 対処すべき課題

① 経営理念・経営基本方針

当社は平成28年12月６日、おかげさまで創立50周年を迎えました。50周年を迎えるにあたり改定した当社グループの経営理念・経営基本方針のもと、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視するとともに、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

【経営理念】

西菱電機グループは、優れた「ビフォア」サービス・「イン」サービス・「アフター」サービスを通して、会社に係わるすべての人々に喜びを提供します。

【経営基本方針】

会社に係わるすべての人々との信頼関係を築き、情報通信ビジネスのOnly OneでNo.1を目指します。

１）私たちは、魅力ある製品・サービスを通して、感動と喜びをお届けします。
２）私たちは、グループ一体となって、「安心」と「信頼」の西菱品質をお届けします。
３）私たちは、情熱を持って仕事に取り組み、家族や社会に誇れる会社を創ります。
４）私たちは、グループのコミュニケーションを高め、活気ある会社を創ります。
５）私たちは、企業価値を高め、永続的に成長・発展する企業を目指します。
６）私たちは、すべての製品・サービスを通して、豊かで安心・安全・快適な社会の実現に取り組みます。
７）私たちは、企業活動を通して、地域社会の発展と地球環境の保全に貢献します。
８）私たちは、いかなる時も誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

② 中期経営計画

当社グループは、『“One Seiryo” For New Value ～西菱電機グループの総合力で世の中に新しい価値を～』をスローガンとした４ヶ年の中期経営計画（平成29年４月～平成33年３月）を新たに策定し、平成28年11月に公表しました。

この計画のもと、平成33年３月期の経営目標達成を目指し、グループ一丸となって取り組んでまいります。

【中期経営計画概要】

イ.対象期間　　平成33年3月期目標

ロ.スローガン　“One Seiryo” For New Value ～西菱電機グループの総合力で世の中に新しい価値を～

ハ.経営目標　　連結売上高300億円、連結経常利益10億円、ROE10％以上（平成33年3月期）

ニ.経営戦略　　１）マーケット・顧客の拡大
２）新規領域への展開・新規事業の創出
３）事業競争力の強化
４）人材の育成・組織体制の強化

③ 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画で掲げる経営戦略のもと、各種システム開発、販売促進、新規市場・新規事業開拓などの投資を引き続き行うとともに、次期（平成30年３月期）の事業別では以下の施策を実行してまいります。

情報通信端末事業

携帯端末販売では、MVNOの台頭、キャリアショップでの生命保険・電力・ガスをはじめとする多岐にわたる商品・サービスの取扱開始など大きな転換期を迎える中、顧客満足度の向上を目指し、お客様にお選び頂ける店舗創りに引き続き取り組みます。店舗運営システムにつきましては、全国のドコモショップ及び異なる業種・業態のお客様への拡販に引き続き取り組みます。携帯端末修理再生では、生産体制の整備に一定の目途が立ったことから、業績安定化に向けて更なる生産性の向上を図るとともに、生産性拡大に伴う取引条件の変更を実現し、業績改善を図ります。

情報通信システム事業

官公庁のお客様向けでは防災・減災対策の充実、インフラ老朽化対策の推進などにより、引き続き需要は堅調に推移すると予測しております。このような中、各種防災行政無線システムや河川監視システムなどを中心に防災・減災需要の取込、保守などのストックビジネスの確保に取り組みます。防災行政無線システムにつきましては、デジタル無線方式を活用した防災行政無線システムをラインナップに加え、全国の市町村を中心とする新たな市場の取込を図ります。また、当期に開発したラジオ再放送システム（高速道路等のトンネル内においてAM・FM放送や道路情報を、非常時には緊急避難情報等をカーラジオを通して道路通行者に伝達するシステム）やあらゆるインフラ監視のクラウド化を実現する高機能型遠隔監視装置「TM-501」などを活用したソリューション製品の拡販を図ります。

民間のお客様向けでは、新製品としてLTE対応の車載型業務用IP無線機「SoftBank601SJ」を５月16日に発売いたしました。更に製品ラインナップを拡充し、お客様のニーズにお応えするべく様々な情報通信システムをソリューションとして提供してまいります。

また、海外市場への参入・新規事業分野への進出も視野に、引き続き体制構築を進めてまいります。IP無線システムなどのクラウドサービスについては、更なるサービスの安定化とよりよいサービスの提供に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
コムテックサービス株式会社	50	100	携帯情報通信端末の販売
西菱電機フィールディング株式会社	14	100	情報通信機器等の技術サービス
西菱電機エンジニアリング株式会社	60	100	無線通信機器等の開発、設計、製作並びに販売
鳥取西菱電機株式会社	10	100	無線通信機器等の開発、設計

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他の状況

当社は三菱電機株式会社の持分法適用の関連会社にあたり、同社は当社株式を812千株（議決権比率23.2%）保有しております。

なお、当社グループと同社との当連結会計年度中の取引は、仕入高全体の10.1%、売上高全体の15.5%の割合を占めており、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社４社で構成されており、事業内容は次のとおりであります。

事業	主要業務
情報通信端末事業	携帯情報通信端末の販売 携帯情報通信端末の修理再生 パーソナルコンピュータ及び関連商品の販売並びに修理再生
情報通信システム事業	官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援 民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売

(6) 主要な営業所（平成29年３月31日現在）

①　当社の主要な事業所

名　　称	所　在　地
本　　社	兵庫県伊丹市
猪名寺事業所	兵庫県尼崎市
大阪支社	大阪市北区
東京支社	東京都港区
神奈川営業所	横浜市西区
東日本端末修理センター	東京都江東区

②　子会社

名　　称	本社所在地
コムテックサービス株式会社	大阪市北区
西菱電機フィールディング株式会社	横浜市西区
西菱電機エンジニアリング株式会社	兵庫県伊丹市
鳥取西菱電機株式会社	鳥取県鳥取市

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前期末比増減
594（222）名	11名減（-）

（注） 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
425（150）名	2名減（5名減）	39.8歳	13.1年

（注） 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	380
株式会社三井住友銀行	260

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　12,000,000株
② 発行済株式の総数　3,500,000株
③ 株主数　1,447名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
三菱電機株式会社	812,000	23.21
西岡伸明	614,000	17.55
西岡孝	280,000	8.00
西菱電機従業員持株会	119,100	3.40
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	83,000	2.37
株式会社コンセプト	60,000	1.71
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	59,000	1.68
株式会社三井住友銀行	48,000	1.37
秦康明	41,000	1.17
後呂勝博	40,000	1.14

（注）　持株比率は、自己株式（1,795株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西　岡　伸　明	
専務取締役	後　呂　勝　博	経営企画・子会社担当
常務取締役	西　井　希　伊	事業担当
取　締　役	濱　津　俊　男	監査・法務・輸出管理・知的財産・ＣＳＲ担当
取　締　役	加　藤　雅　敏	技術・品質管理担当
取　締　役	金　井　　隆	経営企画・財務担当
取　締　役	小　西　新太郎	小西酒造株式会社代表取締役社長
常勤監査役	秦　　康　明	コムテックサービス株式会社監査役 西菱電機フィールディング株式会社監査役
監　査　役	池　内　久　夫	
監　査　役	森　　弘　史	三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所 経理部長

（注）１．取締役小西新太郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役池内久夫及び森弘史の両氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役小西新太郎及び監査役池内久夫の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
４．監査役池内久夫及び森弘史の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役池内久夫氏は、株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）塚口支店長及び神保町支店長を歴任するなど、金融機関の実務・経営に携わっていたほか、事業会社の専務取締役として経営に携わった経験があります。
・監査役森弘史氏は、三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の経理部長であり、同社の経理部門において長年にわたる経理業務の経験があります。
５．当事業年度中の取締役及び監査役の異動
(1) 就任
平成28年６月24日開催の第50回定時株主総会において、加藤雅敏及び金井隆の両氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
(2) 退任
平成28年６月24日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって、藤原敏夫氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
６．当事業年度末日後の取締役及び監査役の異動
(1) 就任
平成29年４月１日付で、平成28年６月24日開催の第50回定時株主総会で補欠監査役に選任された近藤勝氏が新たに監査役に就任いたしました。

(2) 退任

平成29年４月１日付で、森弘史氏は辞任により監査役を退任いたしました。

(3) 取締役の地位・担当等の異動

氏　　名	新	旧	異動年月日
後　呂　勝　博	専　務　取　締　役 (人事総務･経営企画･子会社管掌)	専　務　取　締　役 (経営企画・子会社担当)	平成29年４月１日
西　井　希　伊	常　務　取　締　役 (営業・事業・事業開発管掌)	常　務　取　締　役 (　事　業　担　当　)	平成29年４月１日
加　藤　雅　敏	取　締　役 (技術・品質担当)	取　締　役 (技術・品質管理担当)	平成29年４月１日

７．株主総会に付議する、取締役及び監査役候補者の指名・選任を行うに当たっての方針と手続は、以下のとおりであります。

(1) 指名方針

・取締役候補者

当社の業務内容に精通するとともに業界内外における豊富な人脈や幅広い知識を兼ね備え、適切な意思決定や経営判断が行えること。また、経営に必要となる知識や経験を有し、適切なリスク管理を行うことができること。

・社外取締役候補者

業務執行の機動性の観点から、企業経営における幅広い経験と知見に基づく経営判断力があること、もしくは、専門分野の知見を有し、公平・中立な立場から客観的に当社経営に対して監督・助言ができること。

・監査役候補者

当社の業務内容に精通した常勤者のほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、もしくは法令や定款の遵守、財務・会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が行えること。

(2) 指名手続

・取締役候補者

代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

・監査役候補者

代表取締役社長が監査役会とあらかじめ協議して候補者を選定、監査役会の同意を得て代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、当社と社外取締役及び各監査役とは、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

③　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系となるよう設計し、適正な評価を行うことにより、業績向上に資することを目的としております。取締役の報酬総額は平成20年６月25日開催の第42回定時株主総会で決議されており、取締役会の決議をもって報酬を決定しております。取締役の報酬体系は、退職慰労金と役員賞与を廃止し、より業績との連動性を高めた月額報酬制度にしております。具体的には、役位に応じた基本報酬に、前期の業績に応じて支給額を算定する業績報酬を加算する業績連動型報酬体系にしております。なお、社外取締役及び監査役については、月額報酬のみの支給としております。

ロ．取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員数(名)	報酬等の総額(百万円)
取　締　役	8	214
監　査　役	2	18
合　　計	10	232

（注）１．取締役の報酬等の総額には、平成28年６月24日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名が含まれております。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．監査役の員数は３名ですが、無支給者が１名いるため支給員数と相違しております。

４．社外役員２名に対する報酬等の総額は12百万円であり、上記報酬等の総額に含まれております。

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

・取締役小西新太郎氏は、小西酒造株式会社の代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

・監査役森弘史氏は、三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の経理部長であります。当社は同社との間に同社製品の販売・据付・修理・保守点検等の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

取締役小西新太郎氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席しております。

監査役池内久夫及び森弘史の両氏は、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び意思決定を行っております。

各社外監査役は、法令や定款の遵守、財務、会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る報酬等の額

区　　分	報酬等の額(百万円)
1．当社が支払うべき報酬等の額	22
2．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行いました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

当社取締役は、会社法第355条の忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を策定するとともに、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、イントラネットで全社に公開します。

（運用状況）

前期に制定された新たな「経営理念」、「経営基本方針」、「社員行動指針」は、継続的に研修等の施策を実施し、グループ内への浸透が進みました。社内規則集については、新規制定・改定後直ちにイントラネットで社内に公開しており、グループ子会社についても規則の整備が進展しています。

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「稟議規則」「情報資産管理規程」「文書管理規程」その他の関連社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る情報の記録は保存場所・情報セキュリティ・保存方法・保存年数等を定めて担当部門が保存及び管理を行い、取締役及び監査役が容易に閲覧することができるようにします。

（運用状況）

関連社内規則に従って、取締役会議事録は人事総務部門が、稟議書は内容に応じて人事総務部門又は経営管理部門が、その他の取締役の職務の執行に係る情報（会議議事録等）は、それぞれ各取締役の担当部門において保存・管理を行い、取締役及び監査役が容易にアクセスできるようになっております。

ロ．損失の危険に関する規程その他の体制

「危機管理規則」に基づきコンプライアンス違反、環境、品質、災害、情報セキュリティ等に係る全社横断的なリスクにつき、平時において社長を委員長とする「危機管理委員会」及びその傘下の「安全衛生委員会」「情報セキュリティ委員会」等において現状把握及び対応策の検討・策定を行い、危機防止策を各部門の長の責任において実施します。

万一これらの事態が発生した場合には、「危機管理規則」「事業継続計画（ＢＣＰ）」等に基づき社長を本部長とする対策本部の設置、対策チームの設置、適確な広報の実施等により事業を継続し損害を最小限に抑える方策を実施します。

（運用状況）

各委員会の開催回数は次の通りです。危機管理委員会は安全衛生委員会と合同で行いました。

安全衛生委員会２回、安全衛生実務者会議12回（その他、各事業部及び子会社において部門の安全衛生会議を毎月開催）、情報セキュリティ委員会１回、情報セキュリティ実務者会議２回。

なお、当期はＢＣＰを発動するような事態は発生しておりません。

ハ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るため、次のような施策を実施します。

ⅰ．取締役会で決定された経営目標を各部門において具体化することにより経営計画を策定し、毎月開催される「執行役員会議」において進捗状況をフォローし、必要に応じて見直しを行うことにより目標の共有化に基づく業務執行の効率化を図ります。

ⅱ．独立した社外取締役を選任し、職務執行に対する監督機能を充実し、経営に対する助言を得ることにより、取締役の職務執行がより効率的に行えるようにします。

ⅲ．取締役会において執行役員を選任し、業務執行における決定権限を大幅に委譲して業務を迅速に行うとともに、「職務分掌規則」及び「職務権限規則」により各部門の長の権限を明確化し、重複を防ぎ効率的に業務を遂行します。

ⅳ．金融商品取引法第24条の４の４に規定する財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制）を構築し運用します。

（運用状況）

平成28年11月に中期経営計画を公表し、中期経営方針が確定したことにより取締役の職務の執行がより迅速かつ効率的に行えるようになりました。また、社外取締役の取締役会への出席状況は「(2)会社役員の状況④社外役員に関する事項 ロ．当事業年度における主な活動状況」に記載の通りです。

執行役員会議は12回開催され、経営上の重要事項について議論されました。

財務報告に関する内部統制監査は社内規則に基づき厳正に行われ、報告の内容が適正との結果を継続しています。

ニ．社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（コンプライアンス体制）

当社はコンプライアンスを経営方針の重要な柱とし、この方針は経営理念に基づく「経営基本方針」及び「社員行動指針」に明記し、社内研修等により全社に浸透を図っています。

コンプライアンス体制の整備のため、次のような施策を実施します。

ⅰ．「コンプライアンス行動指針」を制定し、職務執行におけるコンプライアンスについて具体的な指針を示し、社内に周知します。

ⅱ．「コンプライアンス基本規則」を中心に「就業規則」「営業規則」「個人情報保護管理規程」「インサイダー取引等管理規程」「安全衛生管理規程」「内部通報制度規程」「安全保障輸出管理規則」その他のコンプライアンスの実効性を担保するための社内規則を制定・運用します。

ⅲ．コンプライアンスの重要性及び社内規則の内容を周知徹底するための従業員等に対する社内教育を実施します。

ⅳ．「内部通報制度規程」に基づき、外部の弁護士及び内部監査部門を通報窓口とする内部通報制度を整備し運用します。

ⅴ．社長直属の内部監査部門による内部監査を継続的に実施し、指摘事項については被監査部門に対して社長名で改善指示を行い、履行状況のフォローアップを行います。

ⅵ．反社会的勢力との関係を遮断し今後も取引その他一切の関係を持たないことを、「コンプライアンス行動指針」に明記し、契約書への必要な条項を規定するなど徹底した運用を行います。

（運用状況）

コンプライアンスについては、「経営理念」に基づく「経営基本方針」及び「社員行動指針」に遵守が明記され、また、経営トップがあらゆる場で重要性を繰り返し強調することによりグループ内への徹底を図っています。また、関連規則の運用、内部通報制度、社内教育、反社会的勢力の排除、輸出管理その他の施策を継続して実施しています。また、当期より法務要員を増員し、法令遵守を担保する体制を強化いたしました。内部監査（財務報告に関する内部統制監査を除く。）については、計４回実施し、その結果は監査報告書によって社長に報告され、指摘事項について社長名で改善指示が出されました。なお、前期の改善指示についてはフォローアップを行い指摘事項の改善を確認しています。

② 企業グループとして子会社の業務の適正を確保するための体制

当社と４つの子会社（すべて完全子会社）は、経営理念及びこれに基づく「経営基本方針」、「社員行動指針」を共有し、当社は、企業グループとしての業務の適正を確保するために、子会社に対し次のような施策を実施します。

イ．子会社に対し企業グループの一員としての適正な管理を行うとともに、その経営の自主性を尊重し、子会社との取引においてはその利益を害することがないよう留意します。

ロ．「関係会社管理規則」に基づき、子会社の取締役の業務執行状況について所管部門を通じて当社所管取締役に対し随時報告が行われ、必要に応じて当社取締役会に報告されます。また、毎月開催される当社「執行役員会議」において各所管部門より子会社の業績等が報告されます。

ハ．子会社は当社の「安全衛生委員会」及び「情報セキュリティ委員会」に出席し、情報と問題意識を共有します。また、子会社の危機管理に関する体制構築を、規則の制定等につき指導します。

ニ．企業グループとして経営計画を策定し、子会社についても経営目標及び予算を設定することにより、子会社がグループの一員として効率的な業務執行を行うことができるようにします。

ホ．子会社の監査役には、当社監査役または専門的な知見を有する社員が兼務し、当社と一体として監査を行います。また、「関係会社管理規則」に基づき、当社内部監査部門が子会社に対して内部監査を実施します。

ヘ．子会社においてコンプライアンス体制の整備を推進し、必要な社内規則の制定・施行、教育の実施等を指導します。

（運用状況）

各子会社の業績及び経営課題は、当社取締役会及び執行役員会議において報告され共有化されています。当社「安全衛生委員会」及び「情報セキュリティ委員会」には子会社代表がすべて出席しております。また、当社内部監査部門により毎年２社を選定して内部監査を実施するとともに、前期に選定された子会社に対するフォローアップを行い指導事項の改善を確認しています。

③　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査役会設置会社であり、監査役が監査の実効性を確保するため、次のような施策を実施します。なお、監査役を補助するスタッフは現在設置していませんが、監査役より設置の申し出があった場合は、その身分の独立性・指示の実効性も含めた対応を検討します。

イ．監査役会が制定する「監査役会規則」、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」を社内規則と位置付け、社内規則集に掲載し全社に周知することにより、監査役が監査を円滑に行えるようにします。

ロ．監査役は、当社内部監査部門及び子会社監査役と定期的に情報を交換することにより、当社及び子会社の業務執行の状況について報告を受けるとともに、情報を共有化します。

ハ．監査役は、当社及び子会社の取締役及び従業員から直接必要な報告を受けることができ、また報告した者はそのことを理由として不利益な扱いを受けることはありません。

ニ．監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該職務の執行に必要でないものを除き、監査役と協議した手続きに従い当社がその費用を負担します。

ホ．監査役は、「執行役員会議」をはじめとする重要な会議に出席することにより、当社及び子会社の具体的な職務執行の状況を直接把握することができる等、必要な追加情報を容易に得ることができます。

（運用状況）

監査役と社外取締役との意見交換会は３回、監査役と内部監査部門・子会社監査役との連絡会は12回開催しました。監査役は、各部門（子会社を含む。）に対する往査を行い、業務遂行の状況について報告を受け、必要な説明を求めるなどの情報共有を行うとともに、執行役員会議をはじめとする重要な会議に出席したほか、各会議議事録等の情報を確認しました。なお、監査役が職務の執行に支払った費用は速やかに処理しております。

（注）この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**8,927**	**流動負債**	**5,461**
現金及び預金	861	支払手形及び買掛金	3,990
受取手形及び売掛金	6,705	短期借入金	400
商品及び製品	411	１年内返済予定の長期借入金	159
仕掛品	148	未払法人税等	50
原材料	296	賞与引当金	248
繰延税金資産	184	短期解約損失引当金	4
その他	320	製品保証引当金	6
貸倒引当金	△0	受注損失引当金	6
固定資産	**1,743**	工事補償引当金	15
有形固定資産	**947**	その他	579
建物及び構築物	548	**固定負債**	**293**
機械装置及び運搬具	9	長期借入金	80
工具、器具及び備品	108	退職給付に係る負債	81
土地	278	資産除去債務	41
建設仮勘定	2	その他	90
無形固定資産	**140**	**負債合計**	**5,755**
ソフトウェア	73	（純資産の部）	
ソフトウェア仮勘定	6	**株主資本**	**5,013**
のれん	59	**資本金**	**523**
その他	1	**資本剰余金**	**498**
投資その他の資産	**655**	**利益剰余金**	**3,993**
投資有価証券	127	**自己株式**	**△1**
繰延税金資産	122	**その他の包括利益累計額**	**△98**
その他	440	**その他有価証券評価差額金**	**39**
貸倒引当金	△34	**退職給付に係る調整累計額**	**△137**
資産合計	**10,670**	**純資産合計**	**4,915**
		負債・純資産合計	**10,670**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**20,630**
売上原価		**16,430**
売上総利益		**4,199**
販売費及び一般管理費		**4,069**
営業利益		**130**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	
投資有価証券売却益	25	
保険事務手数料	1	
事業設備支援収入	15	
その他	4	51
営業外費用		
支払利息	3	
支払手数料	3	
雇用助成納付金	1	
その他	3	12
経常利益		**169**
特別損失		
特別退職金	58	58
税金等調整前当期純利益		**110**
法人税、住民税及び事業税	38	
法人税等調整額	5	43
当期純利益		**67**
親会社株主に帰属する当期純利益		**67**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	523	498	4,065	△1	5,086
当期変動額					
剰余金の配当	―	―	△139	―	△139
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	67	―	67
自己株式の取得	―	―	―	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	△72	△0	△72
当期末残高	523	498	3,993	△1	5,013

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	30	△177	△146	4,939
当期変動額				
剰余金の配当	―	―	―	△139
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	―	67
自己株式の取得	―	―	―	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8	40	48	48
当期変動額合計	8	40	48	△23
当期末残高	39	△137	△98	4,915

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**8,286**	**流動負債**	**4,939**
現金及び預金	576	買掛金	3,604
受取手形	166	短期借入金	400
売掛金	6,027	１年内返済予定の長期借入金	159
商品及び製品	279	未払金	246
仕掛品	59	未払費用	134
原材料	263	未払法人税等	36
前払費用	39	未払消費税等	37
未収入金	222	前受金	30
繰延税金資産	134	預り金	40
関係会社短期貸付金	439	賞与引当金	217
その他	77	短期解約損失引当金	4
貸倒引当金	△0	製品保証引当金	6
固定資産	**1,596**	受注損失引当金	3
有形固定資産	**594**	工事補償引当金	15
建物	412	その他	0
構築物	15	**固定負債**	**180**
機械及び装置	3	長期借入金	80
工具、器具及び備品	98	長期未払金	63
土地	64	資産除去債務	36
建設仮勘定	0	**負債合計**	**5,119**
無形固定資産	**64**	(純資産の部)	
特許権	1	**株主資本**	**4,735**
ソフトウェア	57	**資本金**	**523**
ソフトウェア仮勘定	5	**資本剰余金**	**498**
投資その他の資産	**937**	資本準備金	498
投資有価証券	45	**利益剰余金**	**3,714**
関係会社株式	226	利益準備金	106
出資金	1	その他利益剰余金	3,608
関係会社長期貸付金	152	別途積立金	3,550
前払年金費用	125	繰越利益剰余金	58
繰延税金資産	29	**自己株式**	**△1**
差入保証金	359	**評価・換算差額等**	**28**
その他	32	その他有価証券評価差額金	28
貸倒引当金	△34	**純資産合計**	**4,763**
資産合計	**9,882**	**負債・純資産合計**	**9,882**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**16,841**
売上原価		**13,469**
売上総利益		**3,372**
販売費及び一般管理費		**3,341**
営業利益		**30**
営業外収益		
受取利息及び配当金	35	
関係会社株式売却益	25	
保険事務手数料	1	
事業設備支援収入	15	
その他	2	80
営業外費用		
支払利息	3	
支払手数料	3	
雇用助成納付金	1	
その他	1	10
経常利益		**101**
特別損失		
特別退職金	46	46
税引前当期純利益		**54**
法人税、住民税及び事業税	13	
法人税等調整額	19	33
当期純利益		**21**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	523	498	498	106	3,550	176	3,833	△1	4,853
当期変動額									
剰余金の配当	―	―	―	―	―	△139	△139	―	△139
当期純利益	―	―	―	―	―	21	21	―	21
自己株式の取得	―	―	―	―	―	―	―	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	―	―	―	△118	△118	△0	△118
当期末残高	523	498	498	106	3,550	58	3,714	△1	4,735

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	28	28	4,881
当期変動額			
剰余金の配当	―	―	△139
当期純利益	―	―	21
自己株式の取得	―	―	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	△118
当期末残高	28	28	4,763

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

西菱電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　東　昌　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、西菱電機株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西菱電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

西菱電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　東　昌　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、西菱電機株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、監査室及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

なお、監査役（社外監査役）近藤勝は、平成29年４月１日、監査役（社外監査役）森弘史の辞任に伴い、補欠監査役より監査役に就任いたしました。その就任以前の監査事項につきましては、他の監査役からの報告、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月17日

西菱電機株式会社　監査役会

常勤監査役　秦　康明 ㊞

監査役（社外監査役）　池内久夫 ㊞

監査役（社外監査役）　近藤　勝 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は平成28年12月６日をもちまして創立50周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様に感謝の意を表すため、１株につき普通配当20円に創立50周年記念配当の10円を加え、30円とさせていただくとともに、その原資として別途積立金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金　　100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　100,000,000円

２．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金30円

（うち、普通配当20円、創立50周年記念配当10円）

配当総額は104,946,150円

なお、１株につき20円（うち、普通配当15円、創立50周年記念配当5円）の中間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は１株につき50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月28日

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、重要な兼職の状況</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>竹内　徹
（昭和39年２月22日生）
新任</td><td>昭和59年３月　当社入社
平成14年４月　当社テレコム第二部長
平成18年４月　当社情報通信端末販売事業部長
平成22年４月　当社東京テレコム事業所長
平成26年４月　当社モバイルソリューション事業本部長
平成27年４月　当社監査室長（現任）</td><td>6,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
当社グループでの事業経験や監査室での内部監査の経験等を通じ、グループの事業に関する広範で深い知識・見識を有していることから、当社監査役として企業活動全般にわたる監査を果たすことができると判断し、監査役候補者としたものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>稗田　勝
（昭和25年５月７日生）
新任
社外
独立役員</td><td>昭和48年４月　株式会社神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
平成３年10月　株式会社太陽神戸三井銀行（現株式会社三井住友銀行）我孫子支店長
平成９年６月　株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）支店第三部長
平成10年11月　同行大手町支店長
平成12年９月　同行東京中央法人営業第二部長
平成13年６月　神戸電鉄株式会社取締役
平成19年４月　同社常務取締役
平成24年６月　同社常勤監査役
平成28年６月　同社常勤監査役退任</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
金融機関出身であり、財務・会計に関する知見及び事業会社の常務取締役並びに監査役として携わった幅広い経営経験に基づく識見を、当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	國枝 雅之（くにえだ まさゆき） （昭和41年10月11日生） **新任** **社外**	平成２年４月　三菱電機株式会社入社 平成19年４月　同社半導体・デバイス業務統括部業務部経理課長 平成29年４月　同社コミュニケーション・ネットワーク製作所経理部長（現任）	―株
	【選任理由】 三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の経理部長であり、長年にわたり培ってきた財務及び会計に関する知見を、当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としたものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．稗田勝及び國枝雅之の両氏は社外監査役候補者であります。

３．当社は、本議案のご承認をいただき稗田勝氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。

４．國枝雅之氏は平成２年４月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。

５．当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。本議案のご承認をいただき竹内徹氏、稗田勝氏及び國枝雅之氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

６．各監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、13頁に記載のとおりであります。

第３号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、第２号議案が承認可決されることを条件として、池内久夫氏は社外監査役稗田勝氏の補欠者であり、近藤勝氏は社外監査役國枝雅之氏の補欠者であります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いけうち　ひさお 池内久夫 （昭和26年７月28日生） **社　外** **独立役員**	昭和49年４月　株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成７年10月　株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）塚口支店長 平成９年６月　同行神保町支店長 平成12年９月　同行関連事業部室長 平成17年６月　ＳＭＢＣ信用保証株式会社常務取締役 平成21年５月　神戸土地建物株式会社常務執行役員 平成22年６月　同社専務執行役員 平成23年６月　同社専務取締役 平成25年６月　当社社外監査役（現任）	―株
	【選任理由】 長年にわたり金融機関での実務・経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。現在、社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を充分に発揮するなど、適切な役割を果たしていただいていることから、補欠の監査役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏は本総会終結の時をもって任期満了により社外監査役を退任予定であり、その在任期間は４年となります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	近藤　勝（こんどう　まさる） （昭和37年11月18日生） **社　外**	昭和60年４月　三菱電機株式会社入社 平成19年４月　同社三田製作所 総務部長兼コンプライアンスマネージャー 平成21年４月　同社群馬製作所 総務部長兼コンプライアンスマネージャー 平成24年４月　同社関西支社 総務部長兼コンプライアンスマネージャー 平成26年４月　同社コミュニケーション・ネットワーク製作所 総務部長兼コンプライアンスマネージャー（現任） 平成29年４月　当社社外監査役（現任）	―株
	【選任理由】 三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の総務部長兼コンプライアンスマネージャーであり、長年にわたり培ってきたビジネス経験及びコンプライアンスを含む幅広い見識を有しております。現在、社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を充分に発揮するなど、適切な役割を果たしていただいていることから、補欠の監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、同氏は本総会終結の時をもって任期満了により社外監査役を退任予定であり、その在任期間は３ヵ月となります。		

（注）１．各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．池内久夫及び近藤勝の両氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．当社は、本議案のご承認をいただき池内久夫氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。

４．近藤勝氏は昭和60年４月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。

５．当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。本議案のご承認をいただき池内久夫氏もしくは近藤勝氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

６．各監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、13頁に記載のとおりであります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　兵庫県伊丹市中央六丁目２番33号
　　伊丹シティホテル　３階　光陽の間
電話　(072) 777－1111

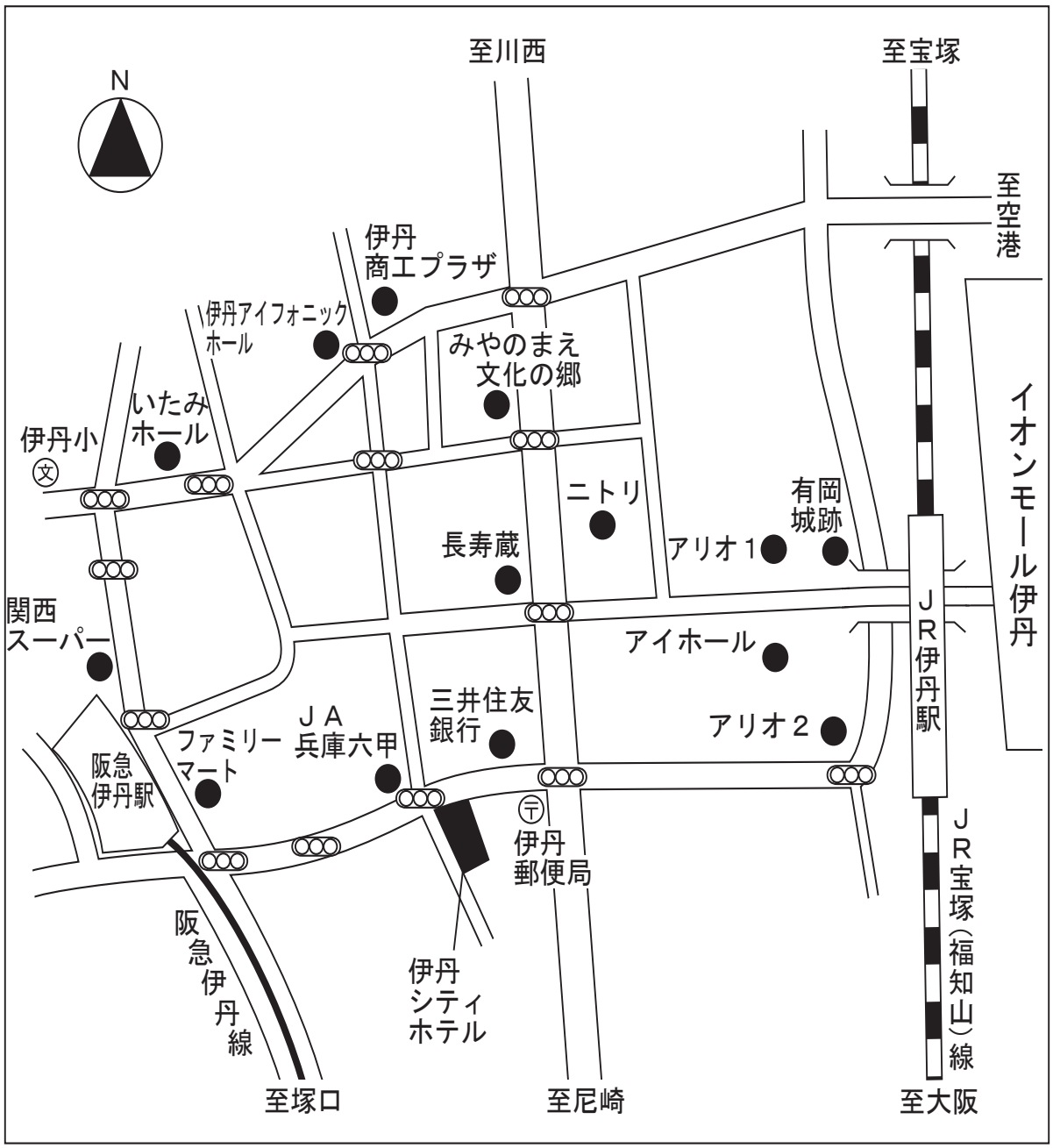

〈交通機関〉
阪急伊丹線（神戸本線塚口駅経由）「伊丹駅」より東へ徒歩約８分
ＪＲ宝塚（福知山）線「伊丹駅」より西へ徒歩約10分

（ご照会先）西菱電機株式会社　人事総務部
〒664－0847　兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目５番33号
電話（072）771－3811